

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号
TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

接客用語

お客様は、店に「非日常的な」体験を求めて来ています。「ごめんなさい」「すみません」は、日常生活では何も問題ありません。しかし、接客の現場は違います。相手を敬っていないのです。対等の立場に対する言葉なのです。ではどんな言葉遣いがいいのか。「申し訳ございません（でした）」「失礼しました」。お辞儀と共に発したい言葉です。「こちらへどうぞ」は「こちらの席をご用意しております」と「特別感」を味わってもらいましょう。「予約席」という表示も同じ効果です。「お得です」「お似合いです」と言えばよいところを「よ」を使うと押し付けがましくなってしまいます。接客コンサルタント尾塚理恵子・商業界。

ヒント

税務 ミニガイド

国税庁によると平成29年度の租税滞納状況は、28年度末の滞納整理中のものの額8,971億円、新規発生滞納額6,155億円、整理済額6,595億円、29年度末滞納整理中のものの額8,531億円（前年度比440億円減少）で、平成10年度（ピーク時、2兆8,149億円）の30.3%となっています。



山里の柿(広島)

岡本良治/オアシス

生命保険料控除の留意点

□生命保険料控除

新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧生命保険料、旧個人年金保険料を支払った場合に、生命保険料控除が受けられます。

□旧生命保険料

控除の対象となる旧生命保険料は、保険金受取人のすべてを本人か、または配偶者その他の親族とする平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等に基づいて支払った一般の生命保険料です。

□新生命保険料

控除の対象となる新生命保険料は、保険金受取人のすべてを本人か、または配偶者その他の親族とする平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等に基づいて支払った一般の生命保険料です。

□介護医療保険料

控除の対象となる介護医療保険料は、保険金受取人のすべてを本人か、または配偶者その他の親族とする平成24年1月1日以後に締結した医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われる保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金です。

□旧個人年金保険料

控除の対象となる旧個人年金保険料は、平成23年12月31日以前に締結した一般の生命保険契約等のうち、一定の要件を満たす年金の給付を目的とし、年金の受取人を本人または配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとする一定の範囲の個人年金契約等に基づいて、支払った保険料や掛金です。

□新個人年金保険料

控除の対象となる新個人年金保険料は、平成24年1月1日以後に締結した一般の生命保険契約等のうち、一定の要件を満たす年金の給付を目的とし、年金の受取人を本人または配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとする一定の範囲の個人年金契約等に基づいて、



○太陽は東から上がって西へ沈むもの。沖縄県の八重山諸島の南西に周囲130kmの「西表島」がある。なぜ、この島の名前を「イリオモテジマ」と呼ぶのか。沖縄では琉球時代から、東をアガリ、西をイリと呼んできた。太陽が、東からあがり、西へいるからです。ちなみに、沖縄地方の地名に西崎「イリザキ」、東崎「アガリザキ」、東浜「アガリハマ」がある。



支払った保険料や掛金です。

□控除証明書

生命保険料控除の適用を受けるためには、旧生命保険料で年間の保険料が9,000円以下であるものを除いて、生命保険会社等が発行した生命保険料控除証明書の添付（提示）が必要です。

ただし、会社を対象とする団体特約による生命保険で保険料が給料天引きされたものは、会社はその金額等を確認し、保険料控除申告書の給与の支払い者の確認印欄に確認印を押印すれば、証明書の添付を省略することができます。

□生命保険料控除額

生命保険料控除額は、支払った保険料に基づいて計算し、最高限度額は、12万円です。

□契約者と保険料支払者が異なる場合

たとえば、妻が契約者である生命保険契約について、夫が保険料を支払っている場合には、保険契約者が誰であるかは生命保険料控除の要件とはされていませんので、保険金受取人の要件等を満たしているものであれば、実際に保険料を支払っている夫の生命保険料控除の対象となります。なお、保険料を負担していない人が、満期や解約又は被保険者の死亡により、その生命保険金を受け取った場合、贈与税や相続税の対象となりますので、注意が必要です。

「税金の壁」と「社会保険料の壁」 —配偶者控除の適用—

これまでは、夫が妻の配偶者控除の適用を受けるためには、年収103万円の壁がありましたが、2018年からは、これが大幅に引き上げられ、(夫の年収制限1,220万円はあります)、政府は、「女性が思い切り働けるようになった」と説明していますが、その実態を検証してみます。

1. 2018年から150万円 確かに働く妻の年収103万円の壁が大幅に引き上げられ150万円になり配偶者特別控除も201.6万円未満であれば適用可能となっています。ただし、夫の年収1,220万円を超えている人は、配偶者控除それ自体が受けられなくなりましたし、同じく年収1,120万円(合計所得金額900万円)超は、控除が段階的に減っていきます。

2. 依然130万円の壁 社会保険料のこの壁は、依然として変わっていません。給与所得者

の妻は、社会保険上では第3号被保険者となりますので、自身のパート収入が130万円未満までは夫の扶養となります。つまり社会保険料は夫が加入している厚生年金から出してもらえます。自己の社会保険料負担がなくても、国民健康保険が利用可能ですし、将来年金等をもたらたりすることが可能です。ただし、妻の収入が130万円になってしまえば、年金や健保の保険料の合計額約25万円の支払いが生じてしまいます。

3. 新しい106万円の壁 以前は週30時間以上働く人は、パートでも会社の社会保険に加入が義務づけられていました。2016年10月からは、週20時間以上で、501人以上の会社なら、年間収入が106万円を超えると、パートも社会保険に加入しなければいけなくなっていますし、2017年4月からは、労使の合意があれば従業員500人以下の会社でも社会保険に加入できるようになりました。勿論、パートでも会社の社会保険に加入すれば何かと有利に展開するでしょう。個々人が、複雑になった妻の収入の壁をシミュレーションしてみる必要がありそうです。

ナマの税務相談室

Q 今年も残り少なくなりましたが、先日、学友の甲が突然訪れて幾つかの質問を持ってきました。

実は彼は昨年母の相続を済ませましたが、元々独身で兄弟もなく相続人はいません。本人も高齢ですので相続対策を真剣に考え始めた上でのことだと思います。

A 資料を拝見いたしますと、土地もそこそこ広いですね。

Q 土地はA、Bの二筆からなり、150坪のうちA土地90坪については、従兄弟夫婦の乙が20%を保有し、残り80%を甲が保有しています。乙は甲さんの亡くなった父の兄弟の子息です。このA土地の上に家屋(甲所有90%、乙所有10%)があり、甲が一人で住んでいます。また、その隣地は60坪のB土地で甲所有の居住用家屋があり、乙家族が住んでいます。

A 現在のプランを伺いましょう。

遺言で親族に遺産贈与

Q A土地上の家屋を取り壊して、資金は乙が80%、甲が20%出資して新築家屋を建てる計画をしています。つまり、二世帯

住宅を建てて乙夫婦と同居し、B土地の家屋には乙の子供たちに住んで貰うことを考えています。

甲は公正証書で自分が保有する一切の財産を乙に遺贈いたします。また家屋は区分登記はいたしません。

このようなプランですが、A土地は、特例の特定居住用宅地に該当いたしますか。

A 特例の特定居住用宅地に関する規定は複雑ですが、現プランは特例宅地に該当いたします。ご参考までに、今回のこの相続税は通常の税額の2割加算となります。

今回のケースのような同居で生計を一にしている場合は、宅地の評価は330㎡まで課税価格から80%減の対象となります。

ナマの税務相談室

家屋の固定資産税評価額

家屋の固定資産税課税標準は固定資産税評価額そのものなので税額に直結します。家屋も3年毎の基準年度とされる年に全国一斉に評価替えされることになっています。今年是新基準年度の年ですが、大抵、価格は据え置かれたままで、変更になりません。

固定資産税の一つである償却資産税も時価課税としての原理の下で、取得価額から減価償却額を控除した金額を以って時価としています。それに対し、家屋については、新築し直した場合の価格を求め、そこから経年損耗減価の額を差し引くという方式で時価を算定します。

再建築価格に経年減価率を乗じて時価を求めるとの

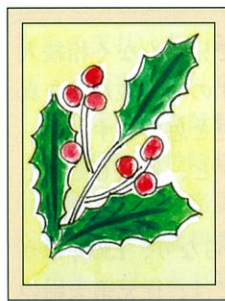
計算構造ですが、木造の場合、最初の1年経過後の1月1日の時に2割減価し、その後の25年間で6割減価し、その後27年以降は減価させない、としています。計算式としては、最初の2割減価では0.8を乗じ、その後の25年間は0.75～0.21を乗じ、その後は0.2を乗ずるといふ、経年減価補正率表の定める率を用いることにしています。この25年間の平均減価率は2.4%で、一律ではなく逡減的です。非木造の場合は、45年以降のところでの打ち止めの減価補正率となります。

減価が緩慢で打ち止めがありますが、これにより問題がいろいろありますが、それよりも、再建築価格の求め方に重大な問題が

あります。新築以外では、既往年に算定されている再建築価格に再建築評点補正率（今年の場合は木造1.05、非木造1.06）を乗じ、さらに物価水準による補正率（今年の場合は木造0.9～1.0〈8大都市は1.0〉、非木造1.0）を乗じ、そして設計管理費等による補正率（今年の場合は木造1.05、非木造1.10）を乗じて求めます。

経年減価のマイナス補正率よりも、価格を増大させるプラス補正率の方が大きく、評価替え計算をすると、自然に評価額上昇となるような計算構造になっているのです。ただし、評価額上昇では固定資産税の上昇になり、納税者の理解を得にくいということで、評価額上昇の場合は、その事実には触れずに、従前の価額に据え置くとの措置にしています。評価方式に自信があるなら、評価増にすべきで計算実態も公表すべきです。

12月は年間を通じて最も日中の短い月で、22日は昼間が最短の冬至です。
賞与の支給、年末調整、お歳暮、年賀状、正月連休中の対策庶務等、万事気ぜわしいのが、この月です。
「年つまる鼻先にすぐ雪の山 澄雄」
御用納めは28日。登記手続きは急がないと年内に原本の交付が間に合わなくなることもあります。
7日大雪、22日冬至。



リーダーとは、
希望を配る人のことだ。

(ナポレオン・ボナパルト)

12月の税務メモ

(国税)

- 11月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 10月決算法人の確定申告
- 31年4月決算法人の中間(予定)申告
- 給与所得者の年末調整等源泉徴収事務

10日

(翌年)1月4日
(本年最終の給与支払日まで
地方条例による)

(地方税)

- 11月分個人住民税特別徴収分の納付（特例適用者は6か月分）
- 10月決算法人の確定申告
- 31年4月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。